

第 82 回 加古川市情報公開・個人情報保護審査会次第

日 時 令和 6 年 5 月 24 日 (金) 1 5 時 0 0 分

場 所 加古川市役所 本館 4 階 企画部会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) オンライン結合による個人情報の目的内提供について：戸籍法関係（報告）
- (2) 令和 5 年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について（報告）

3 その他

4 閉 会

第 82 回

加古川市情報公開・個人情報保護審査会

(資 料)

【議題（1）関係】

オンライン結合による個人情報の目的内提供について：戸籍法関係（報告） …………… 1

【議題（2）関係】

令和5年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について（報告） …………… 6

令和6年5月24日

加古川市総務部総務課

オンライン画面による個人情報の目的内利用（外部提供）について

利 用 課 名 （ 提 供 先 名 ）	提供先：加古川市以外の市区町村
提 供 課 名	市民課
利用する業務内容	①戸籍届出における戸籍謄抄本の添付省略 ②本籍地以外での戸籍謄抄本の発行
利 用 目 的	戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）が令和6年3月1日に施行され、法務省管轄の戸籍情報連携システムが本格稼働し、全国的に上記の業務が開始するため。
利用する画面、 個人情報及び 利用の必要性	画 面 名：戸籍システム 個人情報：加古川市に本籍をおく者の戸籍情報を、①及び②の業務において利用するため、法務省システムを介して他の市区町村に提供する
オンライン画面 利用の必要性	戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）に基づき、全国一律で開始するため。
目的内利用の根拠	戸籍事務の範囲内の業務であるため。
利用開始予定日	令和6年3月1日
備 考	別紙「戸籍法の一部を改正する法律の概要（法務省民事局）」改正の要点第2及び第3参照

戸籍法の一部を改正する法律の概要

(令和元年5月24日成立、同月31日公布)

法務省民事局

「戸籍」とは

- 戸籍法(昭和22年法律第224号)は、「国民各人の身分関係を公証(※)する公正証書」である戸籍に関する制度(戸籍制度)について定める法律である。
※ 公証とは、特定の事実又は法律関係の存在を証明する行政行為を指す。
- 昭和22年に民法が全面改正され、封建的な家制度を前提とした制度から、個人の尊厳と両性の本質的平等に基づく制度に改められた(戸主とその家族ごとに作成されていたが、夫婦とその子の単位で作成されることとなった。)
- 平成6年の法改正により、コンピュータを使用して戸籍事務を取り扱うことが可能となった。
- 平成19年の法改正により、戸籍の公開制度の在り方が見直された。
- 平成25年に戸籍副本データ管理システム(※)を導入し、法務省において戸籍の副本を管理することとなった。(※平成25年に東日本大震災での被災を契機に構築)

・ 現在、1896市区町村全てにおいて戸籍事務をコンピュータシステムにより取り扱っている。



経緯

平成26年 6月 「日本再興戦略2014」(戸籍..... などの公共性の高い分野を中心に..... マイナンバーの利用範囲拡大の方向性を明らかにする。) その後も同旨の記載
平成26年10月～平成29年8月 戸籍制度に関する研究会等における検討
平成29年 9月～平成31年2月 法務大臣から法制審議会へ諮問、答申
平成30年 6月「未来投資戦略2018」(戸籍事務.....)について、マイナンバー制度の利活用の在り方等の検討結果を踏まえ、結論を得る。.....次期通常国会への提出を目指す。)

現状及び主な課題

各市区町村のコンピュータ・システムがネットワーク化されていない。

- ① 社会保障手続において、身分関係の確認のために戸籍謄抄本の添付が必要。
- ② 本籍地以外の各市区町村で戸籍の届出をする際に、身分関係の確認のために戸籍謄抄本の添付が必要。
- ③ 戸籍謄抄本の請求は本籍地市区町村に限られる。

対応策

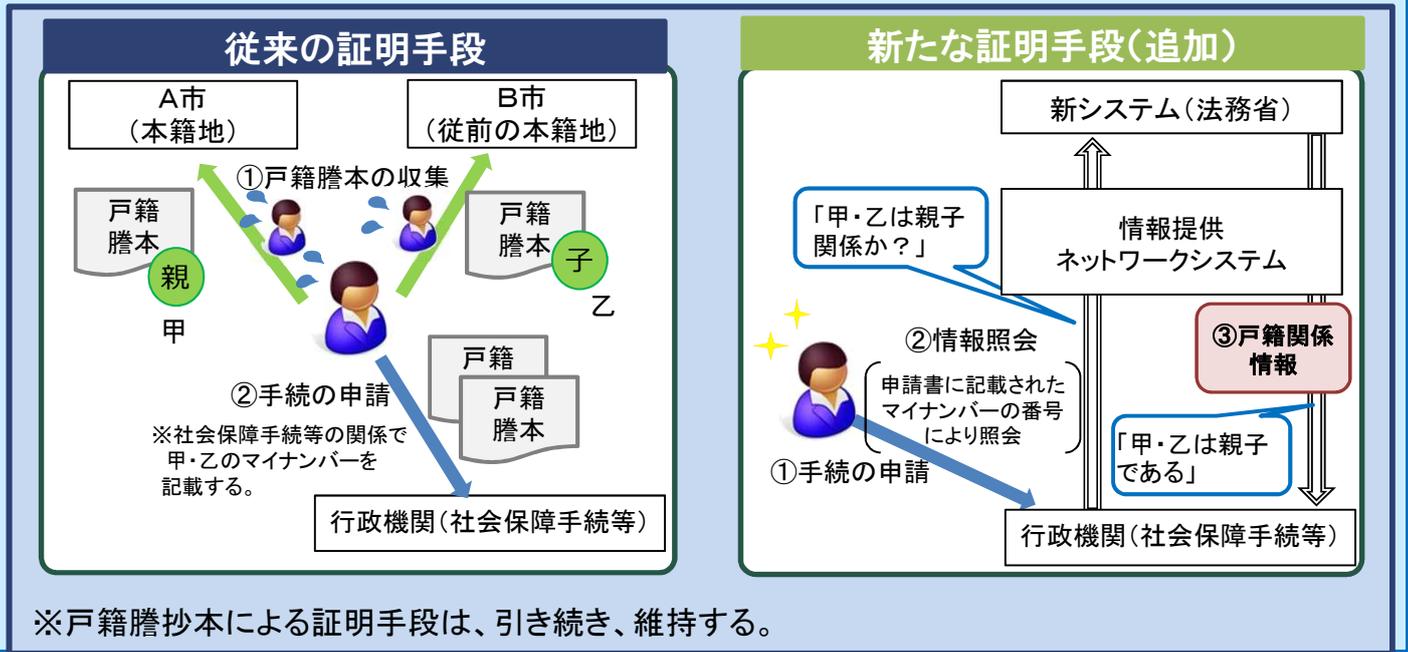
既存の戸籍副本データ管理システムを活用・発展させて新システムを構築し、データの提供を可能とする。

改正の要点

第1 行政手続における戸籍謄抄本の添付省略(マイナンバー制度への参加)

- 法務大臣が戸籍の副本に記録されている情報を利用して、親子関係その他の身分関係の存否を識別する情報等を戸籍関係情報として作成し、新システムに蓄積する。 新法121の3
- 従来の戸籍謄抄本による戸籍の情報の証明手段に加え、マイナンバー制度のために作られた情報提供ネットワークシステムを通じて戸籍関係情報を確認する手段も提供可能にする。 附則14 (番号利用法別表第2関係)

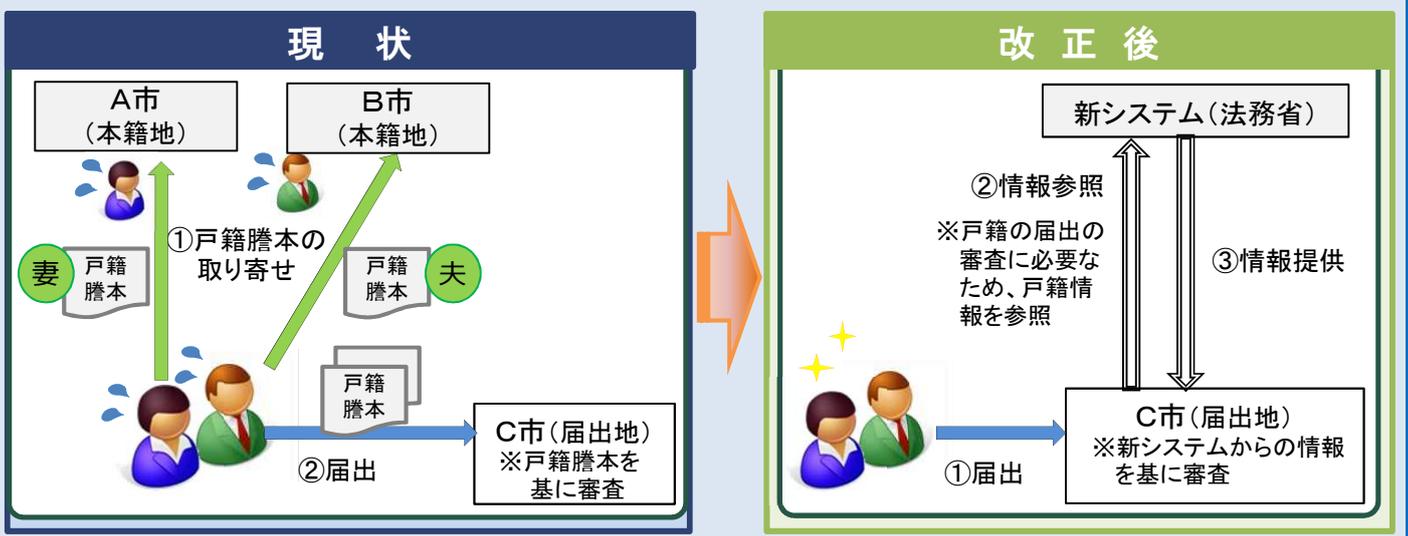
※ 行政機関と法務省との間では、マイナンバー自体のやりとりは行わない(行政機関内部で用いられる情報提供用個人識別符号を使用)。 附則12, 14 (番号利用法9Ⅲ, 21の2関係)



第2 戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付省略

- 本籍地以外の市区町村において、新システムを利用して本籍地以外の市区町村のデータを参照できるようにし、戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付を不要とする。 新法118
120の4~120の8

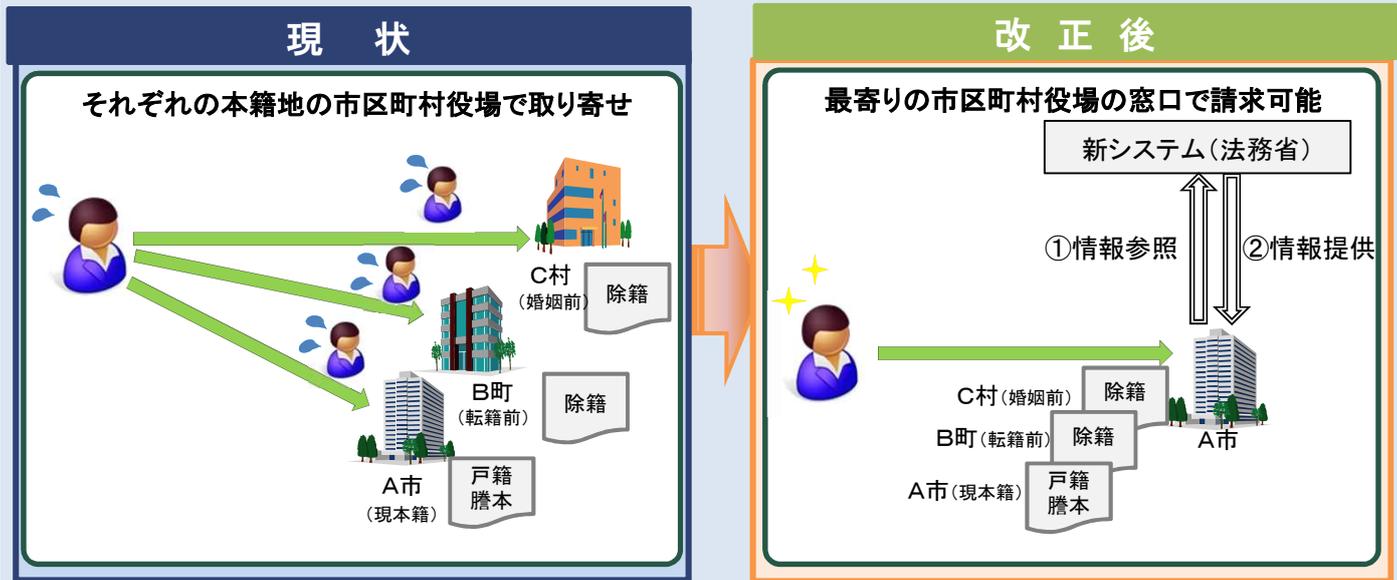
※ 戸籍事務内部での戸籍情報の利用であることから、マイナンバーを用いない。



第3 本籍地以外での戸籍謄本の発行

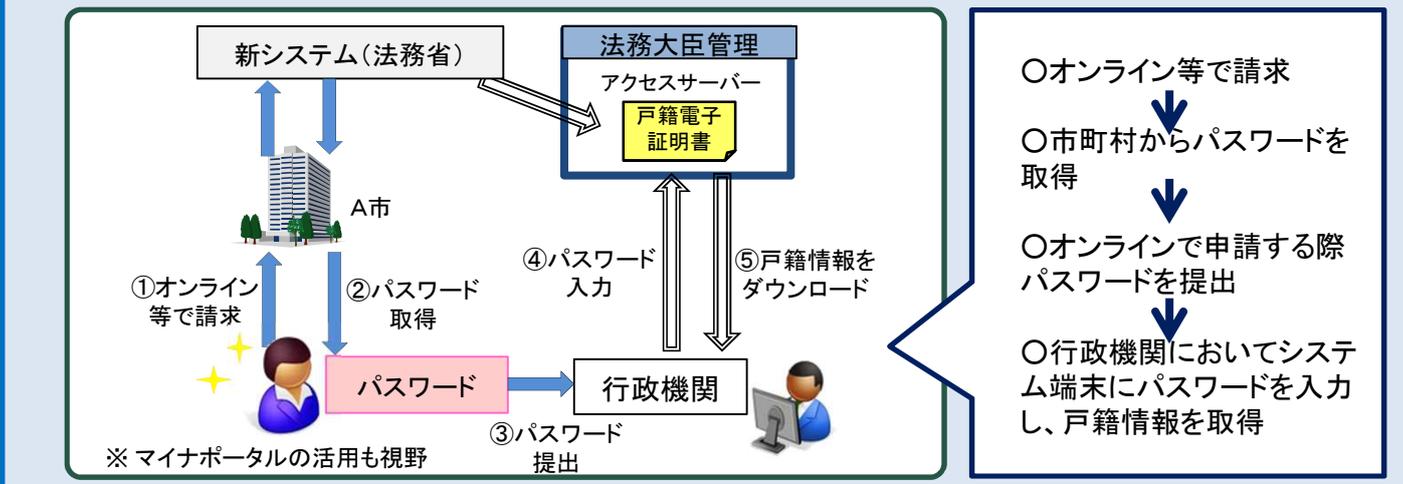
○ 自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも、戸籍謄本の請求を可能とする(マイナンバーカードや運転免許証等により適切に本人確認)。

新法120の2



⇒ さらに、自らや父母等の戸籍について、電子的な戸籍記録事項の証明情報(戸籍電子証明書)の発行を可能とする。

新法120の3



第4 法務大臣が保存する戸籍関係情報等の保護措置について

本籍地市区町村以外の行政機関等でも戸籍情報にアクセス可能となることから、個人情報を適切に保護する必要性が高まる。

⇒法制上の保護措置

- ①システムに関し、安全性及び信頼性を確保する等の法制上の保護措置を設ける。
- ②システムの設計等の秘密保持義務及び当該義務違反に対する罰則を設ける。
- ③戸籍事務に従事する者が戸籍に関する事項を不正提供した場合の罰則を設ける。

新法121

新法121の2, 132

新法133

※マイナンバー法においても所要の保護措置を設ける。

⇒システム上の保護措置

- ①行政機関相互間の閉じたネットワークによる情報の送受信、②不正参照を防止するシステムの構築、証跡ログの保存等の所要の保護措置を設ける。

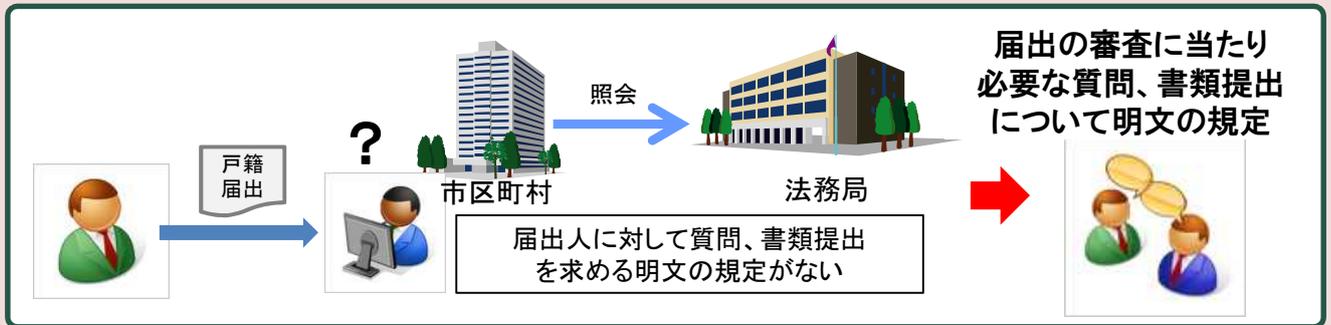
システム運用開始時期

公布からシステムの運用開始まで5年を想定

第5 その他の戸籍法の規定の見直し

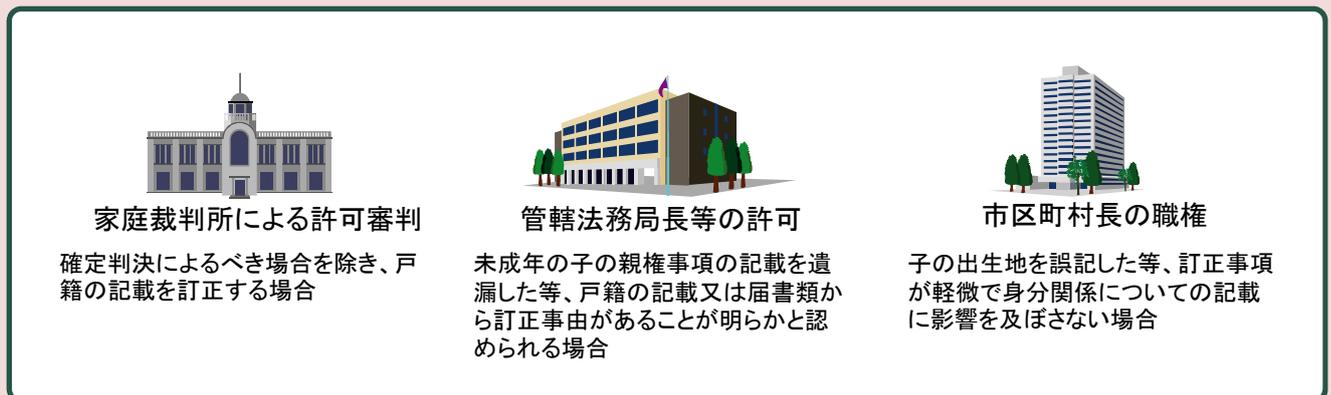
- ① 戸籍の記載の真実性を担保するため、市区町村長及び管轄法務局長等は、届出の審査に当たって必要な場合、届出の当事者本人その他の関係者に対し、質問し、又は必要な書類を求めることができるものとする。

新法3, 27の3



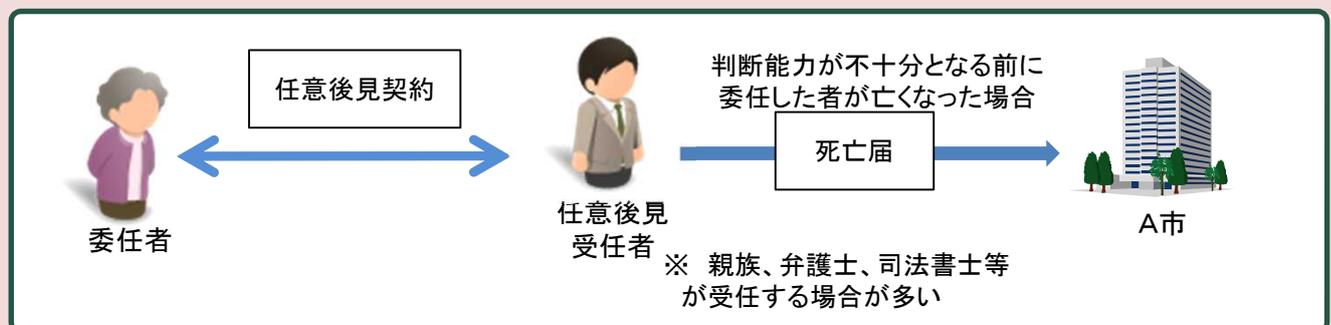
- ② 誤った戸籍の記載を市区町村長が訂正するための手続について、家庭裁判所又は管轄法務局長等の許可を得て行う場合、市区町村長の職権により行う場合の別を明確化する。

新法24, 114



- ③ 任意後見契約(本人の判断能力が不十分となった場合に財産管理等を行うことをあらかじめ委任しておく契約)の受任者が任意後見の開始前であっても死亡の届出をすることができるものとする。

新法87Ⅱ



これらの事項の施行期日

公布から1年以内

(①及び②(新法114に限る)は、公布の日から20日を経過した日(令和元年6月20日)から施行)

令和5年度 情報公開制度の運用状況

令和5年度における加古川市情報公開条例に基づく、市の機関への公文書の開示請求の状況は以下のとおりです。

公文書の開示（市の機関（実施機関）に公文書の開示を請求する制度）

(1) 開示請求件数及び処理状況

公文書の開示の請求は150件で、前年度に比べて28件（15.7%）の減少となりました。

（単位：件数）

請求件数	処 理 状 況				審査請求 件 数
	開 示	部分開示	不 開 示	取下げ	
150	27	110	10	3	1

※審査請求は取下げられました。

【参 考】 過去5年間の開示請求に対する処理状況

年度	請求件数	開示	部分開示	不開示	取下げ	審査請求
30	50	9	35	5	1	0
1	96	23	60	9	4	0
2	132	29	93	6	4	0
3	134	28	94	7	5	0
4	178	29	127	13	9	0

(2) 請求権者別請求状況

請 求 権 者 別 区 分	件数(R4)	件数(R5)
市内に住所を有する者	153	136
市内の事務所又は事業所に勤務する者	10	3
市内の学校に在学する者	0	0
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	5	6
実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する者	10	5
合 計	178	150

※ 公文書の開示請求ができる方は、情報公開条例第4条に規定されています。

(3) 実施機関別請求状況

実施機関	件数(R4)	件数(R5)	内 訳
市長	136	115	防災部2件、企画部2件、総務部7件、市民協働部24件、産業経済部11件、環境部6件、福祉部1件、健康医療部3件、こども部3件、建設部17件、都市計画部39件
教育委員会	20	25	教育総務部1件、教育指導部24件
選挙管理委員会	2	0	
公平委員会	0	0	
監査委員	5	4	
農業委員会	4	1	
固定資産評価審査委員会	0	0	
上下水道事業管理者	11	5	
消防長	1	0	
議会	0	0	
合 計	179	150	

※ 公文書の開示の請求は各実施機関に対して行われ、各実施機関が開示等の決定を行います。

(4) 主な請求内容

	請求内容	件数(R4)	件数(R5)	内 訳
1	開発事業関係	33	54	総務課4件、管財課2件、産業振興課1件、農林水産課4件、土木総務課3件、公園緑地課1件、道路保全課1件、道路建設課1件、治水対策課3件、市街地整備課4件、まちづくり指導課26件、建築指導課2件、配水課3件、農業委員会1件
2	町内会関係	64	23	総務課1件、管財課1件、人権文化センター1件、市民活動推進課7件、平岡市民センター1件、産業振興課2件、公園緑地課2件、治水対策課2件、下水道課1件、社会教育課4件、学校教育課1件
3	学校関係	—	22	市民活動推進課3件、幼児保育課1件、社会教育課1件、学校教育課17件、青少年育成課1件、教育研究所1件

※ 1申請で2担当課が4件あった（開発事業関係：総務課と管財課で2件、学校関係：学校教育課と教育研究所で1件、学校教育課と青少年育成課で1件）ため、合計が一致しません。

(5) 不開示情報の適用状況

区 分	件数(R4)	件数(R5)	区 分	件数(R4)	件数(R5)
個人情報	85	78	任意提供情報	0	0
法人情報	75	64	事務事業執行情報	7	5
法令秘情報	0	2	文書不存在	31	27
犯罪捜査等情報	3	2	存否不回答	0	1
意思形成過程情報	10	7			

※ 複数の不開示理由が該当する公文書があるため、請求件数（部分開示、不開示）と一致しません。

令和5年度 個人情報保護制度の運用状況

令和5年度における個人情報の保護に関する法律に基づく、市内部における個人情報の目的外の利用、市外部への個人情報の提供及び市の機関への自己の個人情報の開示請求の状況は以下のとおりです。

1. 個人情報の目的以外の利用状況について（市内部での利用）

提供機関	利用機関	件数(R4)	件数(R5)	提供機関	利用機関	件数(R4)	件数(R5)
市長	市長	122	90	選挙管理委員会	市長	3	2
	教育委員会	7	7	農業委員会	市長	4	6
	選挙管理委員会	2	1		教育委員会	1	1
	農業委員会	2	2		上下水道事業管理者	1	1
	上下水道事業管理者	5	6	上下水道事業管理者	市長	10	11
	消防長	13	10		上下水道事業管理者	1	0
教育委員会	市長	2	4	消防長	市長	3	4
	教育委員会	4	4	議長	市長	1	0
				公平委員会	市長	1	0
	合計		182	149			

※ 実施機関は、個人情報の保護に関する法律第 69 条第 1 項、第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号または加古川市議会個人情報保護条例第 12 条第 1 項、第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定に該当する場合に個人情報を利用目的以外の目的のために利用することができます。

《利用例》 表彰等の選考のため、必要な範囲で、利用目的以外に利用する場合
 市民へのアンケートのため、無作為に一定の条件の市民の住所、氏名を利用する場合
 給付金の支給のため、他の手当等の受給状況等を利用する場合

※ 住民情報オンラインシステムによる利用件数は含んでいません。

※ 利用機関が同一目的で個人情報の提供を受ける場合は、複数回行っても 1 件として計上していません。また、本人の同意がある場合は、計上していません。

2. 個人情報の外部提供の状況（市外部への提供）

個人情報の外部提供は 1,212 件で、前年度に比べて 139 件（10.3%）の減少となりました。

実施機関	件数(R4)	件数(R5)	内 訳
市長	1,295	1,129	秘書室 10 件、防災部 1 件、企画部 3 件、総務部 6 件、税務部 60 件、市民協働部 904 件、産業経済部 2 件、環境部 9 件、福祉部 77 件、健康医療部 41 件、こども部 10 件、建設部 1 件、都市計画部 5 件
教育委員会	11	4	教育総務部 1 件、教育指導部 3 件
農業委員会	2	2	
上下水道事業管理者	30	52	
消防長	13	25	
合計	1,351	1,212	

※ 実施機関は、個人情報の保護に関する法律第 69 条第 1 項、第 2 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号または加古川市議会個人情報保護条例第 12 条第 1 項、第 2 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の規定に該当する場合に個人情報を利用目的以外の目的のために提供することができます。

※ 同一目的で同じ相手に提供した場合は 1 件として計上しており、本人に提供、又は本人の同意がある場合は、計上していません。

3. 保有個人情報の開示（市の機関に自己の個人情報の開示を請求する制度）

(1) 開示請求件数及び処理状況

保有個人情報の開示請求は 50 件で、前年度に比べて 24 件（32.4%）の減少となりました。

（単位：件数）

請求件数	処 理 状 況				審査請求 件 数
	開 示	部分開示	不 開 示	取 下 げ	
50	17	31	2	0	0

【参 考】 過去 5 年間の開示請求に対する処理状況

年度	請求件数	開示	部分開示	不開示	取下げ	審査請求
30	51	19	31	1	0	0
1	54	21	29	4	0	0
2	69	30	34	3	2	1
3	58	19	38	1	0	0
4	74	35	39	0	0	0

(2) 実施機関別開示請求状況

実施機関	件数(R4)	件数(R5)	内 訳
市長	64	45	総務部 1 件、市民協働部 27 件、環境部 2 件、福祉部 6 件、健康医療部 3 件、こども部 4 件、建設部 1 件、都市計画部 1 件
教育委員会	6	2	教育指導部 2 件
選挙管理委員会	0	0	
公平委員会	0	0	
監査委員	0	0	
農業委員会	2	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	
上下水道事業管理者	0	1	
消防長	3	2	
議会	0	0	
合 計	75	50	

※ 保有個人情報の開示の請求は各実施機関に対して行われ、各実施機関が開示等の決定を行います。

(3) 主な請求内容

	請求内容	件数(R4)	件数(R5)	所 管 課
1	住民票等交付申請書	22	26	市民課（市民協働部）26件
2	相談記録	3	4	家庭支援課（こども部）4件
3	レセプト	2	3	国民健康保険課（健康医療部）3件
4	介護保険認定関係書	21	1	介護保険課（福祉部）1件

※ 令和4年度まで介護保険認定関係書は「生存する個人に関する情報」と「死者に関する情報」が合算されていたが、個人情報の保護に関する法律の施行に伴い「死者に関する情報」は司法の対象外かつ担当課による要綱対応となったことから1件（令和4年度は21件）となった。

(4) 不開示情報の適用状況

区 分	件数(R4)	件数(R5)
生命	0	0
第三者個人情報	34	29
法人情報	20	24
法令秘情報	0	—
犯罪捜査等情報	0	—
公共の安全	—	0

区 分	件数(R4)	件数(R5)
意思形成過程情報	1	0
任意提供情報	4	—
事務事業執行情報	12	2
文書不存在	3	2
存否不回答	0	0

※ 複数の不開示理由となる公文書があるため、請求件数と一致しません。

4. 保有個人情報の訂正請求の状況

令和4年度、5年度において、請求はありません。

5. 保有個人情報の利用停止請求の状況

令和4年度、5年度において、請求はありません。